別表二十　各対象会計年度の国際最低課税額に係る申告書……令六・四・一以後開始対象会計年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日 税務署長殿	事業種目	
納税地	電話（　　）　―	会社等の区分	最終親会社等　中間親会社等　被部分保有親会社等
（フリガナ） 法人名		最終親会社等の名称	
法人番号		最終親会社等の所在地国	
（フリガナ） 代表者		旧納税地及び旧法人名等	
代表者住所		添付書類	最終親会社等に係る連結等財務諸表、共同支配親会社等の連結等財務諸表、最終親会社等に係る連結等財務諸表に係る勘定科目内訳明細書、共同支配親会社等の連結等財務諸表に係る勘定科目内訳明細書

※税務署処理欄

所管		業種目		一連番号	
整理番号					
対象会計年度（至）	年　月　日				
申告年月日	年　月　日				
通信日付印	確認	庁指定	局指定	指導等	区分
年月日					
申告区分					
法人税	期限後	修正	地方法人税	期限後	修正

令和　年　月　日　対象会計年度分の法人税　申告書

令和　年　月　日　課税対象会計年度分の地方法人税　申告書

税理士法第30条の書面提出有	有	税理士法第33条の2の書面提出有	有

			十億　百万　千　円				十億　百万　千　円
この申告書による法人税額の計算	課税標準国際最低課税額（別表二十付表一「33」）	1	0 0 0	この申告である場合	この申告前の法人税額	3	0 0
	法人税額（(1)の90.7%相当額）	2	0 0		この申告により納付すべき法人税額 (2)−(3)	4	0 0
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準特定法人税額 (2)	5	0 0 0	この申告である場合	この申告前の地方法人税額	7	0 0
	地方法人税額（(5)の $\frac{93}{907}$ 相当額）	6	0 0		この申告により納付すべき地方法人税額 (6)−(7)	8	0 0

税理士署名	